

◎新潟県告示第1275号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和6年11月29日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	東埠頭1号荷さばき地	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 $A=4,435.82\text{m}^2$ 構造 アスファルト舗装
	東埠頭2号荷さばき地	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 $A=3,988.86\text{m}^2$ 構造 アスファルト舗装
保管施設	東埠頭2号野積場	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 $A=19,103.36\text{m}^2$ 構造 コンクリート舗装